

藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業 ご案内

1 概要

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、民法に規定する成年後見制度が適切に利用できるよう、経済的負担の軽減を図るため成年後見人、保佐人または補助人の**報酬の全部又は一部を助成します。**

2 助成対象者

次の**いずれにも**該当する場合に対象となります。

- (1) 本市に住所を有する者または本市の措置の被実施者
- (2) 収入及び資産等の状況が別表第1のいずれかに該当する者

(1) 該当の可否は下記をご確認ください

※**いずれも** が入った場合には該当します

住民登録地が藤沢市の場合・・・

他市の措置を受けていません

他市の介護保険給付又は障害者総合支援法の介護給付を受けていません

住民登録地が他市の場合・・・

藤沢市の措置を受けている

藤沢市の介護保険給付又は障害者総合支援法の介護給付を受けている

3 助成金額

助成の対象は、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬です。

ただし、施設入所は18,000円を上限（在宅の場合には、28,000円）とし、上限額を超えた部分については、助成の対象となりません。

また、被後見人が亡くなった場合は、報酬額と助成上限額を比較して少ない額から被後見人等の遺留財産の額を差し引いた額を助成額とします。

在宅の場合とは・・・

以下①～⑥の施設入所に該当しない場合には、在宅として認定します。

在宅として認定するためには、別途資料（賃貸借契約書、光熱水費の支払いが確認できる証書等）の提出が必要です。

①障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設、のぞみの園、自立生活援助及び共同生活援助を供与する施設

→共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援（障がい者支援施設）等

②老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホーム

→老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

③介護保険法に定める介護保険施設、特定施設及び認知症対応型共同生活介護を供与する施設

→介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

④医療法に定める医療提供施設

→病院、介護老人保健施設等

⑤生活保護法に定める保護施設

⑥その他市長が認める施設

4 申請期間

報酬審判確定日から起算して1年以内

（後見人等報酬に係る助成対象期間は、助成申請日を起算として2年前の日が属する月まで）

5 申請方法

藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業申請書及び添付書類（別表2参照）を郵送もしくは窓口にて提出してください。

お問い合わせ先

藤沢市役所 地域共生社会推進室

電話 0466-50-3533

FAX 0466-50-8415

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

別表1

1	生活保護受給者
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
3	資産等の状況が1に準じる者で(1)から(4)の条件を満たす者
	(1) 市民税非課税世帯
	(2) 家庭裁判所の報酬付与審判書の活動期間(以下、「期間」という。)における収入が単身世帯で120万円以下、2人以上世帯で120万円に世帯員1人につき60万円を加えた額以下で、かつ、期間末日の預貯金額が単身世帯で100万円以下、2人以上世帯で100万円に世帯員1人につき50万円を加えた額以下である者
	(3) 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
(4) 住民登録上別世帯であっても、事実上生計を一にしている場合には同一世帯とみなす	
4	資産等の状況が3に準ずる状況にあり、成年後見開始等の審判開始請求が藤沢市長申立てによるものであって、本助成の対象とならないことで、本人の資産から報酬を支払うことができないと市長が認める者

別表2

※別表1の区分により添付書類は異なります。

	1	2	3	4
後見人等選任の審判書謄本(写) ※初回申請時のみ	○	○	○	○
登記事項証明書(写)※電子証明書は不可	○	○	○	○
報酬付与審判書謄本(写)	○	○	○	○
生活保護受給証明書	○ ※他市で受給している場合のみ			
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の本人確認証		○		
非課税証明書			○ ※他市に住民登録をしている場合のみ	
家庭裁判所に提出した財産目録及び被後見人等名義の通帳(写)			○	○

※在宅認定をするためには、別途資料が必要です。必要書類は在宅の状況により異なるため、ご相談ください。

※被後見人等死亡後の報酬助成については、併せて「死亡時状況報告書(第3号様式)」及び添付書類の提出が必要です。